

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」の改正案に対するご意見と県の考え方

No	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
1	<p>独自利用事務として、非常時における民間の協力者の登録制度を設け、官民の連携体制を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO/NGO、外国人対応できる通訳者など ・個人アマチュア無線局（非常通信周波数を活用） 	<p>今回の条例改正では、法令の要件を満たし、手続の際に必要なとされる添付書類の省略ができる県の事務を独自利用事務としています。</p> <p>ご提案のありました登録事務は、法令の要件を満たさず、県民の皆様にとって手続が簡素化されるなどのメリットが得られないため、この独自利用事務となりません。</p> <p>なお、県では、災害時の応急対策が的確に実施できるよう、民間を含む関係団体等と災害時応援協定の締結により災害時の官民連携について取り組んでいるところです。</p>
2	<p>これまで起きたマイナンバー制度についての不手際、不祥事の多くが、ヒューマンエラーによるものです。不祥事等について関係者の責任追及及び処分の明確化が必要です。</p>	<p>マイナンバー制度では、取り扱う職員に高いセキュリティ意識が求められており、他の個人情報と比べ厳しい罰則も設けられています。</p> <p>県では、必要な手続きのマニュアル化や、研修等を通じた意識付けなどにより、適正な処理を徹底します。</p>
3	<p>なぜマイナンバー制度が必要なのか、メリットをもっと国民に周知すべき。</p>	<p>マイナンバー制度については、県としてもホームページの開設、ポスターの掲示、関係団体を通じたパンフレットの配布、出前講座、広報誌や新聞への掲載などにより、周知を図っています。</p> <p>マイナンバー制度の必要性やメリットなどを具体的に示すなど、効果的なPRに努めてまいります。</p>
4	<p>犯罪被害にあわない対策が全くできていない。行政も警察も全く対応できていないから、被害が発生しているのではないか。</p>	<p>マイナンバー制度では、制度面とシステム面の両面で、情報が漏れないように様々な安全管理措置を講じています。</p> <p>県民の皆様が、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得などの犯罪被害にあわないよう、国の機関とも連携しながら、注意喚起を行っています。</p>